

相続時精算課税制度の適用チェック表（一般用）

このチェック表は、令和3年中に受けた贈与について、相続時精算課税を適用することができるかをチェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、贈与税の申告書及び添付書類とともに提出してください。

		氏 名		
チ ャ ッ ク 項 目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例の適用を受けることができます。)		該 当	非該当	
1	贈与者（父母又は祖父母等）は、昭和36年1月2日以前に生まれた方ですか。	は い	いいえ	
2	あなた（受贈者）は、平成13年1月2日以前に生まれた方ですか。	は い	いいえ	
3	あなた（受贈者）は、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫などをいい、養子を含みます。）である推定相続人又は贈与者の孫ですか。	は い	いいえ	

<提出書類について>

相続時精算課税の適用を新たに受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」に、次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

なお、相続時精算課税選択届出書及び添付書類は、当該届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、令和2年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

【相続時精算課税選択届出書の添付書類】

受贈者（あなた）や特定贈与者（この制度の贈与者である父母又は祖父母等）の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- 受贈者の氏名、生年月日
- 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

- (注) 1 相続時精算課税を選択しようとする受贈者（子又は孫等）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に、納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を、受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに提出する必要があります。
- 2 相続時精算課税は、受贈者（子又は孫等）が贈与者（父母又は祖父母等）ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません（各課税年分において、贈与を受けた財産の価額が基礎控除額（110万円）以下でも申告が必要になります。）。
- 3 特定贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。